

「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について」 中間取りまとめに対する県民等の意見の概要

平成16年9月24日
福島県生活環境部
総務企画グループ

1 県民意見公募制度で寄せられた意見

(1) 産業廃棄物税制度の導入について

まず、再生利用率等の目標率を定め、自主努力によるだけでは達成が困難と判断された後で税の導入を検討すべき。

将来の展望からすると導入は理解できる面もあるが、県内企業の経営状況は厳しく、17年度からの導入は、事業者の理解を得るには時機尚早であり、事業者の理解を得て導入すべき。

企業は、廃棄物の低減と適正処理に自主的に取り組んでおり、廃棄物の排出に更に課税することは新たなコストアップにつながり企業の自主努力を低下させかねない。

産業廃棄物税の導入により不法投棄が増加し、結果、優良な事業者の税により不法投棄対策を行うこととなりかねないため、産業廃棄物税の導入には反対。

電気は一般家庭や社会基盤を支えており、電力会社の廃棄物処分に課税すると、電気料金値上げの要因の1つとなり、消費者である県民にとってよくないため、電力会社等の産業廃棄物の埋立処分は非課税とすべき。

石炭灰は、昔は地盤の悪いところに入れて使っていたし、その後具合の悪いことも起きていない。課税するより、もっと埋立てや土木工事等に使えるよう、県や国が指導して、しくみや流れを作るほうが世の中のためになるため、税の導入には反対。

(2) 制度の目的について

産業廃棄物については各企業で様々な自主努力により発生量の削減や減量化、リサイクルを行って、その中でどうしても発生してしまう廃棄物を処分場で処理しているのが現状であり、税の目的とする「産業廃棄物の発生量の削減や減量化、リサイクルの推進の動機付け」の効果は少ないものと思われる。

税の導入により、県内で発生した廃棄物が税の導入されていない県へ流出する、または不法投棄されることも考えられる。

(3) 納税義務者及び課税対象について

「基本は排出事業者が最後まで責任を負う」ことが原則であるため、納税義務者を排出事業者、課税対象は中間処理施設、最終処分場に搬入される産業廃棄物とすべき。

(4) 税率について

福島県内の中小事業者にとって過度の負担にならないように次の事項を検討してほしい。

年間排出量 1,000 トン以下は非課税。

年間排出量 1,000 トン超でも、食品・医療など生活に密着しているものへの軽減税率の

適用。

発電事業者で石炭を燃料とするものに対する軽減税率の適用。

税率の決定には、明確な算定根拠を示すべき。

また、産業廃棄物にはリサイクルが容易なもの、多額のコストをかけてもリサイクルが困難なものがあり、均一に排出量のみで同額の税をかけることには疑問がある。

自主努力を行っている事業者と行っていない事業者に同一の税率を課することは、税の公平性に欠けるため、自主努力を行っている事業者は非課税にするなどのケアが必要。

多量に廃棄物が発生する事業においては、廃棄物の減量化は技術的に限界があり、税率については、これまでの事業者の努力による減量化やリサイクルの実績を踏まえた検討が必要。

(5) 自社処分場への搬入に対する課税について

自社処分場で処分する場合であっても排出抑制の努力は必要だが、自社処分場の設置者は事業者の責務を果たすべく努力しており、委託処分する事業者とは相応の差をつけて課税すべき。

新たな税によるコスト負担は、自社による適正処分の意識を萎縮させるとともに、更なる処分場の不足を招き、新たな不法投棄を生み出す原因となることが予想されることから自社処分場への課税は反対である。

石炭灰の自社処分場の建設では、地元住民の理解や同意取得に死力を尽くし、かつ莫大な設備投資を行い、巨額の維持管理費を拠出し、厳正で的確な処分を行っており、自社以外の石炭灰を処分するような営利を目的としたものではない。委託処分と石炭灰自社処分は自ずと課税扱いは別物であり、自社処分場への搬入は課税対象外が適切である。

石炭灰処分場を設置する際には、周辺住民との勉強会や説明会を開催し、設置後は処分場の処分状況等について実際に施設を見学して頂くなど、処分場の維持管理について説明し理解を得る努力をしている。このように苦労して設置した処分場で、自己処理責任を全うし、自社の廃棄物を適正に処理している。

一方、県内には公共の処分場はなく、民間の処分場の残余容量も少なくなっている。

自社処分は、県内の最終処分場の残存容量確保に寄与し、委託処理とは責任の重さが違っている。従って、自社処分場への搬入に対しては課税対象外としてほしい。

自社処分場を設置している事業者は、廃掃法の基本原則である廃棄物の自己処理責任を果たすために、莫大な資金を投入し、厳格な管理体制のもと適正処理を行っており自社処分場へ搬入する廃棄物に対し課税するのは理解できない。

また、このような事業者の努力が全く評価されず、安易に自社処分場への搬入に対し税が課せられた場合、今後、廃掃法の主旨に沿った新規の自社処分場を設置する事業者が減少し、県内の廃棄物処分場の残容量が減少し廃棄物の適正処理に支障をきたす可能性がある。

自社処分場への課税については、審議会上でも反対意見が出されているが、委員の意見に対する審議が十分尽くされているか疑問であり、十分な検討と慎重な対応が必要。

自力で処分場を設置し、石炭灰の処分をしているところに課税するのは、不公平感を生むので、課税すべきではない。

電力会社は運搬車の運行や火災予防等の処分場全体の管理まできめ細かくまじめに行っている。

自社処分場を持っている事業者は、廃棄物の減量化・リサイクルの推進に最大限の努力を行っているとともに、自己完結型の処理を行っていることから、税の用途における応益性は少ない。

特に、自社処分場を持っている事業者は、多量の廃棄物が発生する事業者が多く、特定の事業者に大きな税負担を与えながら応益性が少ないのは税の公平性の観点から問題がある。

(6) 税の使途について

税収の一部を産業廃棄物の不法投棄の撤去費用に充てることはできないか。

リサイクルの推進では、公共事業でのリサイクル品の率先使用が特に必要。
地産地消という観点から、地元で発生した石炭灰を地元で率先使用することを公共で強
力に誘導・推進することが必要で、県・市等の公共事業で、仕様書等に「リサイクル品」
使用と書き、石炭灰及びその加工品の利用促進を図っていくことが是非とも必要。

(7) その他

環境審議会で出された委員の意見に対してどのように評価して反映したのか具体的に公
表すべき。

産業廃棄物処理法の遵守等を踏まえ、事業者に対する更なる指導、教育を実施してほし
い。

リサイクルの促進のため、リサイクル廃棄物（製品を含む）の流通・消費等実態調査、
排出事業者のリサイクル廃棄物の監視、調査を行うべき。

他県からの産業廃棄物の持ち込み、持ち出しの取扱い指針を作成してほしい。

廃棄物を利用した新エネルギーの展開策を検討すべき。

リサイクル推進は賛成できるが、リサイクルされたものが利用されているのか、流通及
び利用状況調査が必要ではないか。

産業廃棄物処理施設は、より安全な施設と維持管理を考えると、民間業者を削減し公共
関与の施設へと転換すべき。

2 排出事業者及び廃棄物処理業者から寄せられた意見

(1) 産業廃棄物税制度の導入について

県民等の理解が得られるよう、慎重かつ十分に議論してほしい。

企業の自主的な取組み意欲を阻害することなく、また、産業振興への影響にも十分配慮した制度となるよう検討して欲しい。

産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの必要性は理解しているものの、コスト及び収益性への影響を懸念しており、制度の目的達成のためには、制度の趣旨を十分周知し、自ら排出量の抑制、リサイクルの方向へ誘導する策が必要。

福島県が産業廃棄物税を導入することに対して、趣旨は理解できるが、税の導入目的が「産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進」を図り、その税収が「循環型社会の形成と円滑な産業廃棄物処理のための施策の財源」や「排出事業者や処理業者等の自主的な取組みを側面から支援」のために使われることが前提。

産業廃棄物税については、既に他の自治体で導入されてはいるが、国においても税のあり方について検討中であり、それとの整合性も図ってほしい。

産業廃棄物税を賦課する経済的負担により、埋立処分場に搬入される量の減少になることは確実であるが、リサイクル再生品の受入先のない現在の施策では、排出者等による不法投棄がより一層増加しそうで、産業廃棄物の発生量の削減や減量化につながりにくいと考えられる。

産業廃棄物の発生や処理に対し、経済的負担を課す制度に賛成する。

賛成するが、不法投棄の罰則強化策が軽いように思える。監視強化に人員登用と抑止効果のある罰則規定を望む。

発生抑制のために課税することは結構だが、本質的に廃棄物を減らす、つまり、リサイクルないしリユースできない製品は、製造しない。また、製造した場合、メーカーに重課税をする等のことも考えてもいいのではないか。

福島県環境審議会に於いて「産業廃棄物等の経済的手法の導入について」検討を成されておるようだが、これが即「税」での処理には安易過ぎて問題が多く反対。

(2) 制度の目的について

県外廃棄物の流入抑制措置の緩和と引き換えに産廃税を導入するのであれば賛成だが、そうでなければ反対。

広域処理を実施している県内の業者に不利にならないようにしてほしい。

産業廃棄物税の導入により、本当に発生量の削減等につながるのか疑問であり、先行して制度を導入した自治体での削減・減量化の実績データを示すとともに、福島県の削減・減量化の目標値または見込み値を明らかにしてほしい。

循環型社会形成の中であって、福島県が進めている「産業廃棄物税」の導入は、止むを得ないものとする。産業廃棄物税の導入にあたっては、県は関係部との調整が必要だと思う。建設現場の産廃を元請が処理する場合、下請に処理させる場合があるが、下請けに処理させる場合、その責任と経費負担について、明確なものがなく、一方的に下請けに任せがくることがある。もしこの産業廃棄物税導入となった場合、建設産業における産廃責任、経費分担について、明確になるよう行政が調整する必要がある。

産業廃棄物に対し、経済的負担を課すことが発注量の削減、減量化、リサイクルの推進が計られる反面、不法投棄が増大することが予想される。不法投棄対策も同時に明示する

必要がある。

建設業界は、建設リサイクル法の施行により、廃棄物減量化に業界を挙げて実施している。その一方で景気低迷の長期化や平成16年度の公共事業はピーク時の55%に落込み、業界全体が死活ギリギリの苦しい経営を強いられ厳しい状況にある。かかる折に、産業廃棄物税が導入されると費用増による発注の減少又は受注機会の喪失になりかねないので、業界としては好ましくない。また、質の悪い処分業者が蔓延し、不法投棄増加も心配される。

(3) 納税義務者及び課税対象について

産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進の観点からは、明らかに有価物として利用されているものは課税対象から外すべきである。

積極的に発生抑制、リサイクルの促進に取り組んでいるものには助成とか減税をすべき。

当社事業所は、県の地域開発計画への寄与の目的もあり設置したもので、事業に伴い発生する廃棄物は工業団地の土地造成材として使用することとされていた。また、用地造成は地元からの要請に基づくものであり、途中で中止するわけにもいかないため、課税対象外としてほしい。

法定外税は、法定税で賄えない必要がある場合にのみ適用されるものであり、自社処分の場合、県側の作業需要は発生しないので、課税される原因はない。

石炭火力発電所から発生する石炭灰は、電気業の指定副産物として指定され、資源リサイクル法に基づき有効利用の促進に努力しているが、国内の景気経済構造の要因により石炭灰需要の落ち込み等から、ある程度は処分せざるを得ない。この石炭灰の処分に対して課税すると、発電コストが増加するだけで処分量の減量化にはつながらず、一般消費者への電気料金の負担増となる。このため、石炭火力発電所から排出される石炭灰については、本制度の導入理由及び目的には該当しない。

首都圏に近い福島県に税の規制をかけると、県外からの搬入が少なくなり、経営のダメージがあると推測される。

最終処分にペナルティ（税）新規リサイクル事業へ補助金と感ずる。

「中間とりまとめ」の税体系は、徴収義務者が最終処分業者、納税義務者が排出事業者及び中間処理業者になっているが、産廃税導入に当たり、納税義務者が納税を拒否するケースが考えられるが、その場合の県の対応はどのようになるのか。（納税義務違反の措置）徴税義務者が自腹を切るようでは、産廃税導入の本来の目的と大きく異なり問題。

中間処理業者が納税義務者の場合、実質的納税義務者は排出事業者であり、中間処理業者はあくまで納税義務代行者である。（産業廃棄物処理の経済主体は排出事業者で、中間処理業者は排出事業者から委託を受けて副次的経済行為を行っているものであり、廃棄物処理法の主旨も同様である。）

「中間取りまとめ」では両者の関係があいまいであり、現実的には排出事業者は中間処理に関し、産廃税は中間処理業者が納税すべきものととらえている。中間処理に関しても、納税義務者は排出事業者であることを明確にしないと、本来の目的の廃棄物排出量の抑制、リサイクルの推進、不法投棄の未然防止にはつながらない。中間処理業者が自腹を切って納税することになれば、産廃税導入の本来の目的は達成し得ないばかりか、中間処理業者の経営に大きな影響を与え、処理業者育成や産廃処理施設の整備促進に逆行するものとなる。排出者責任（納税義務責任）を明確にしていきたい。

納税を拒否する排出事業者に対する県の対応はどのようなものになるのか明確にすべきである。

最終埋立処分場の設置・事業の許可証に示される処理能力は埋立容量にもかかわらず、課税標準が埋め立てる廃棄物の重量となるのは合点がいかない。

既導入県における制度を参考とするのであれば、最終処分業者特別徴収方式は廃棄物の発生抑制の観点と発生量に応じた負担を考えると良い方式と思う

中間処理業者の減量化、リサイクルを促すことが期待できる最終処分業者特別徴収方式を妥当とするが、問題は中間処理業を利用した場合、中間処理業が排出業者から受け取った税と中間処理業者が減量化等を図り、最終処分業者に収めた税の差額及び減量化等を図った場合のインセンティブをどのように扱うのかの透明性が重要であると考えられる。

(4) 税率について

税率はすべて一律か。リサイクル目的だと、税の免除等はあるのか。リサイクルとは、どこまでを指すのか。

中間処理を経由する場合の税率については、廃棄物の種類ごとに透明性のある数値を設定し、排出者の理解が得られるようにしてほしい。

目的が達成される効果が出るのが大切で、税率もこれに応じた負担を考えて欲しい。負担の大小は事業者と自治体と負担割合を考えてほしい。

税率については、他県とのバランスを考慮すべきであるが、本県の処理場の減量化も目的であると思われるので、原則として自県で発生したものは自県で処理することを他県に促す税率とすべきである。

(5) 自社処分場への搬入に対する課税について

自社処分場については、排出事業者の自己処理責任に基づき、維持管理に多額の金額を投資して法に準じた処分場で適正に処理を行っており、税の課税対象外としてほしい。

新規の処分場の設置は極めて難しく、課税が行われなくても排出抑制や減量化を行っている。さらに、当社では、石炭灰のリサイクルを最優先に考え、市況・景気等の動向から、市況・景気等の要因から再生利用できない場合等のみ、必要最少量の自社処分場処分を行っている。また、自社処分場の建設では、膨大な設備投資を行い、設備維持管理及び石炭灰搬入でも、毎年多額の費用を拠出し、厳正かつ的確な処分を行っている。我が国は、エネルギー資源に極めて乏しく、電力会社では安定で低廉な電力を供給するため、燃料のベストミックスを図っている。特に石炭は、産出国が偏在せず、今や電力というライフラインにとって、必要不可欠の極めて重要な位置を占めるものとなっている。石炭の利用を円滑に進めるためにも自社処分場へ搬入する石炭灰については課税対象外として頂きたい。

自社処分場への搬入に対する課税は、次の理由から課税対象外とすべき。
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定している産業廃棄物排出事業者の自己処理責任を果たし、法に則した施設を多額の投資を行い設置し、厳正・的確な運用管理を行っている。

処分場の確保は企業活動を継続するため必要不可欠であるが、公共処分場は不足しており、自社処分場設置事業者は自治体での公共処分場不足を補完している。営利を目的として事業を行っている最終処分業者や中間処理業者と違い、自社処分場で廃棄物を処理することによる営利を目的とした活動は行っていない。

現在、税を導入している12自治体のうち、自社処分場への処分は5自治体が課税対象外としている。また、税導入済みあるいは導入予定の22府県市のうち、自社処分場に完全に課税しているのは9府県市しかない。

当社は、多大な建設費用・維持管理費用をかけ廃棄物最終処分場を設置し、自らの責任において適正に処理している。最終処分場の容量がなくなり廃止した後も排水の管理等の維持管理は続くことになり、委託処分をしている事業者と比較し、金銭的な負担が多くなるので、自社処分場については課税対象外とすべき。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条に規定されている事業者の責務により、

自社処分場を確保するため、地元住民の理解をいただき、多額の投資を行い、厳格な管理体制のもとに適正な処理を行っている事業者にも、投資も行わず自社処分場を持たない委託処理事業者と同じ課税を行うことは納得できない。

廃棄物処理施設を新規に確保することは非常に厳しい状況であり、既存の自社処分場をできるだけ長く使用するため、毎年、厳しい削減目標を立てて排出抑制に取り組んでいる。

委託処理を受ける廃棄物処理業者は、処理量が減っては採算がとれなくなるため、自ら削減努力を促すことは困難である。また、排出量がそれほど多くない委託処理事業者も税負担は重くない可能性があり、排出抑制効果に疑問がある。

自社処分場を有しているから排出抑制がかからないということはなく、自主的に削減努力は行っている。

自社処分場は、製品を取り除いた残さをストックしておく貯槽の役割を果たしており、生産プロセスの一部であるとも考えられ、自社処分場を長期にわたって使用するため、残さ量の削減は非常に大きな課題となっている。

自社処分場への搬入は課税対象外とすべき。

・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第11条の「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない」との規定により、事業者は誠実かつ適正に自社処分場を設置し、必要最小限の処分を行っている。

・自社処分場の設置には極めて大きな設備投資と多額の維持管理費を拠出している。

・公共処分場は全国的に不足しており、自社処分場設置者はこれを代行している。

・当社では、石炭灰のリサイクルを最優先として、市況・景気等の要因から再生利用できない場合のみ、必要最小限の自社処分場での処分を行っている。また、リサイクルのための研究開発にも注力しており、安易な自社処分を行っているわけではない。

・石炭灰は、有害性の物質が極めて少なく、安全で安定した性状であり、現在でもJIS規格品の石炭灰はコンクリートの混和剤として使われており、法で規制されるまでは、学校の校庭の地盤改良材や埋立材として使われていた。このような背景を含め、石炭灰は「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、有効利用すべきものとして「指定副産物」として規定されている。

下記のとおり、社会のエネルギー基盤を担っている電気事業の特性やこれまでの取組み状況を総合的に勘案し、石炭火力発電所の自社処分場への搬入物については、産業廃棄物税の課税対象外としてほしい。

・石炭火力発電所の自社処分場は、公益性を有する電気事業について安定供給のために必要不可欠な設備である。

・石炭灰の処理については、「最終処分量の減量化」および「リサイクル」に最大限努力、どうしても有効利用できないものについて、自社処分場へ搬入・処理しているものであり、安易に埋立処分しているものではない。

・石炭灰の自社処分は、廃棄物処理法に定められた「事業者自らの処理」の原則に基づき、適正に処分場を設置し、その運用管理においても、厳格な管理体制のもと周辺環境への影響を極力低減するための対策を実施するなど、排出事業者自らが一貫して適正処理を行っている。

・石炭火力発電所の自社処分場は、自己完結的に適正処理を行っているため、税の用途について応益性は認められない。

・課税の公平性、広く薄く負担を求める観点を考慮し、新たな税制度の導入に際しては、事業活動への影響についても十分配慮すべき。

最終埋立処分場は、自らの責任で多額な設備資金を投下し、周辺環境への影響を低減する対策を施している。さらに将来の埋立処分終了後のことまで厳しく管理し、「適法適正に処理処分」の責任を果たしている。国・県からの支援もほとんどなく、県の行政サービスは一般企業が受けているサービスとほぼ同一であり、最終埋立処分場を設置していることでより厳しい規制下にあるのが現状である。

自社処分場は、法律による「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」を実践しているが、委託処分業者と同様に課税されることは絶対に容認できるものではない。これ以上の経済的負担は自社処分場の閉鎖も考慮にいれなければならない。

協会員には自社処分場をもっている会員もあり、他産業でも自社処分場を持っている企業も少なからず存在している。そうした企業は、多くの手間や許認可手続き、更に建設費

と管理費をかけて処分場を設置し廃棄物処分を行っている。そのため、責任とコストにおいて、処分業者に委託し処分している場合に比べ、大きな差がある。自社処分場に課税すると言えば、設備投資等と課税の二重苦となり、極めて不当なものとなる。故に自社処分場への処分には課税しないよう、強く希望する。

自社で処分するからといって無税にしてしまえば、他の事業者又は産廃業者から産業廃棄物が流入してくるおそれがある。

自社処分場を持つ事業者は膨大な投資を行い処分していると思うが、それは、産廃処理経費をいつ発生させるかの違いであって、産業廃棄物発生を抑制するという観点に立てば、他の事業を同様の課税をすべきと思う。

自社処分場への搬入の課税は、処分場の種別に関係なく平等に徴収すべきである。なお、自社最終処分場の建設費については、自社処分料との相殺で償却すべき問題と考える。但し、最終処分場の建設については、住民等の反対で困難な状況にあるなかで、廃棄物処理施設を企業自らが建設したことに対するインセンティブは、別途に法人税などの優遇措置を検討する必要があると考える。

石炭火力発電所の自社処分場は、電気の安定供給のため必要不可欠であり、石炭灰の処理については、最終処分場の減量化及びリサイクルの推進に最大限努めている。また、厳格な管理体制のもと適正処理を行っており、税の用途について応益性がきわめて少ない。さらに、新たな税制度の導入に際しては、事業活動への影響についても十分配慮されるべきであり、処分場延命化に向けた努力を評価する仕組みを構築するなど格段の配慮をお願いしたい。

(6) 税の適正な負担について

産業廃棄物税は排出事業者が負担すべきであり、中間処理業者の負担にならないようにしてほしい。

県内のみならず県外の排出事業者へも産業廃棄物税の導入についての理解を浸透させる責任がある。

中間処理による減量化率は、同じ種類の産業廃棄物でも排出事業者ごとに大きなバラツキがあり、公表により排出事業者への税負担の転嫁が混乱することが危惧されるため、減量化率の調査および公表は慎重に行ってほしい。

税を課すことで、不法投棄等が増加する恐れはないか。

産廃税の施行に当たっては、県民、特に排出事業者の理解が不可欠。産廃税は、排出事業者が負担するものだという理解がまだまだ不足しており、県は時間をかけて準備広報を行ってほしい。

税負担の公平性を確保する上からも、処理業者にのみ負担を強いることのないように、県内はもちろん県外排出者に対しても十分な理解が得られるように制度の周知徹底を図ってほしい。

税負担は、全ての排出者に平等に負担させるための透明性のあるシステムの構築が重要である。

なお、建設業界は、従来から「建設リサイクル法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行により、廃棄物の処理の減量化や適正化に努めているが、それでも設計や法律等の絡みから最終廃棄物処分量は他産業に比べて多くならざるを得ない状況にある。

このことから建設工事等においては、民間工事など排出者である注文者に円滑に適正な税額転嫁ができるかが懸念されるので、実施に当たっては広く県民に対して、行政の十分なPR・啓蒙をお願いしたい。

特に公共工事については、各発注機関が廃棄物処分課税額を設計積算額に適正に計上され又、設計段階で廃棄物の排出量の削減や再利用が促進されるようお願いしたい。

(7) 事業者の事務負担に対する配慮について

納税者の事務手続き等（条例施行時期、納税期限等）についても事業者の実態を十分考慮し、公平かつ簡素な税制度としてほしい。

納税義務者や徴収義務者の事務負担の軽減が必要。

徴税義務には事務費用がかかり、最終処分業者と中間処理業者がその費用を負担することになるので、両者に事務費用の補助をしてほしい。産業廃棄物処理業者は、法改正に伴うマニフェスト制度の普及により、既に事務量が増大し、人件費の増加が大きな負担となっているのが現状である。

審議会では、納税者の事務負担と徴収コストの軽減が言われているが、最終処分場では、これまで以上に処理・処分の義務づけられた記録と報告、さらにはマニフェスト伝票処理の複雑化が予想される。

最終処分業者が、納税義務者である排出事業者・中間処理業者の代行としての特別徴収義務者になるのであれば、産業廃棄物税を特別徴収する時期はどの段階なのか疑問。現行の処分料金に税金を加算することになれば、これまでの業界の慣例として特別徴収すべき税金を前納することは不可能。

税導入に伴い、事業者は新たな納税事務や記帳・保管業務等が発生し多大な事務負担となる。事務負担の軽減を強く求める。

簡素で手間のかからないシステムを構築していただきたい。

(8) 税の使途について

適正処理に努めている優良事業者から徴収した税を、不法投棄の原状回復費用などに使われることがないようにしてほしい。

税の導入目的は、産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル及び適正な処理の促進であり、税の使途は、県が設置する最終処分場等の整備促進などに使われることなく、税導入の本来の目的にあった具体的な使途について検討してほしい。

税収の使途は明確にすべき。

また、使途について、排出量の抑制及びリサイクル化に対する技術的支援に加え、金銭的な補助を望む。

福島県は、他県と比べリサイクルを行える中間処理業者が少なく、他県でのリサイクル処理を余儀なくされており、今後、どのような廃棄物のリサイクル技術の開発支援を行うべきか十分検討してほしい。また、排出事業者が求めているリサイクル施設の意見聴取を行うとともに、他県の中間処理業者の情報も公開してほしい。

税の使途を限定し、施行に当たっては、未来を見越した、福島県が主体のリサイクル技術の確立、再利用資源の回収制度を確立した上で施行してほしい。

既導入県でも、不法投棄が抑制されているとはいえない。税が施行されれば、排出事業者の金銭的な負担は増加し、不法投棄は増加するのではないかと。

税の使用目的が不透明。

産業廃棄物税としての特別な税金ならば、目的税として取り扱うことが望ましい。ここに挙げられている事業は、これまで福島県が取り組んできて実現ができなかった事柄が税金の主な使用目的のようである。排出者責任としての排出事業者・中間処理業者の直接納税方式でなく間接納税方式となるのであれば、最終処分場設置者が県に代わって徴収・納付の代行をする特別徴収義務者になることから、新たな負担となる徴収事務関係の経費を補填する財源も、税金の使途に加えることが妥当。

県税の税収不足から今年度までの産業廃棄物関連の予算へのすり替えがないように、基金の設置で本来の目的以外に使用することがないように、会計処理を透明にしてほしい。

税収を産業廃棄物の発生抑制、リサイクルおよび適正な処理を促進するための施策の財源とすべき。

産業廃棄物税導入前の税の使途について明確にすべき。さらに、県内業界へ廃棄物減量取組策について広く意見を求め、事業者が廃棄物減量に取り組む意欲を促進する税使途を目指していただきたい。

(9) その他

他県からの産業廃棄物の流入抑制措置を緩和してほしい。

産廃税が施行された場合、当初の税導入の目的どおり施行されているかどうか、問題がないかどうか、ある期間、県のチェック体制をしっかりとすべき。産廃税の施行と同時にその運用が適切に行われているかどうか重要。

はじめに産業廃棄物税ありきとした行政主導型で進行し、行政指導のより厳しい産業廃棄物関連事業者から徴収することで、安易に税収不足をカバーしようとしている。

産業廃棄物関係者からの審議会への参加は、第2回の平成16年4月28日の一度だけとのことであるが、この一回だけで福島県内の産業廃棄物関係の排出・処理及び処分の現状を把握することができたのか、大いに疑問が残る。

さらにマニフェスト伝票の活用にも注目がほしい。

良好な環境を維持し持続可能な社会を形成する為には産業廃棄物の適正な処理を行う事は喫緊の課題。

廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルの促進で経済的発展に繋がると思う。

課税することにより不法投棄、不適正処理の増大になりかねないので、不法投棄、不適正処理防止対策を強化する必要がある。

廃棄物減量化やリサイクルを進めても、現代社会においては、最終処分場の施設は将来必要である。施設の設置については、住民合意が図られずますます困難になることから、長期的展望に立って行政側の指導、協力が必要と思われる。

最終処分量の減量が主たる目的である。中間処理で減量、リサイクルに対する優遇を与えることが大切である。

廃棄物減量策の柱である「リサイクル」を推進するためには、事業者が排出しやすい、処理業者がリサイクルしやすい、最終処分しやすくすることが必要。

産業廃棄物のリサイクルのより一層の促進には、リサイクル産業の創出・育成に力を注ぐことが必要であるが、その他リサイクルされた製品の利用にも力を傾注すべき。

産業廃棄物のリサイクル促進の如何は、リサイクル製品の利用（使いみち）にある。リサイクル製品に付加価値を付け、リサイクルコストのペイが出来るように政策を、官が積極的に関与し、国民・県民にアピールするとともに、最初は公共の場で積極的に利用することが重要と考える。

最後にどうしてもリサイクル不可能な物は、官が完全に関与し、住民の理解を得た産業廃棄物処理施設（「最終処分場」）を作ることである。此処で処理することは、国民・県民に不安を与えないことになり、又、この施設の整備費として産業廃棄物の排出者に利用料を取る、此処で初めて排出者の負担が出てくるものと思う。

中国では、日本の産業廃棄物を輸入して再利用するリサイクル産業が盛んと聞く、但し、環境への配慮が不足しており問題はあるようだ。

会員への意見聴取では、廃棄物処理の認識は向上しており、廃棄物の分別も意識しているが、発生抑制やリサイクル意識は、小規模事業所において資金力の問題により低くなっている。

不法投棄について、県民のモラルアップのための具体的な取組みを示しながら罰則も規定し、もっと厳しく対処すべき。

処理業者は度重なる法の改正や新たな県の条例の施行等により、規制が強化される中で、社会的な要請に応えるため、相当な設備投資をしながら適正処理を行っている。廃棄物処理法は広域処理が大原則となっているにもかかわらず、県外品の搬入規制という足かせやまやかしのリサイクルが横行し、処理すべき廃棄物の委託量が減少している。特に県条例が施行された今年4月以降はその傾向が顕著になりつつあり、民間企業として経営への影響が懸念される。

県は、全国的な視野に立って、廃棄物処理の先進県として、環境と調和のとれた施設整備や新たな施設づくりのために長期的な展望に立った理念や構想のもとに強力なリーダーシップを発揮すべき。

木造建築を中心とした一般住宅等の建築ブームの昭和50年代から20数年が経過して、法定耐用年数からも建て替えの時期が来ている。経済活動が活性化するほどに、今後ますます解体・改築に伴う産業廃棄物の発生は避けられず排出量は多量となることが予測できる。排出事業者としての自らの責任はますます重要となることから、一時的な対応だけでなく長期的な展望を持った計画で、排出事業者の排出抑制とより一層の意識改革を指導してほしい。

建設業（解体）を本業とする当社には、産業廃棄物の処理・処分に関連する講習会等の指導の機会が極めて少なく、他の建設業者各社も同様であると思われる。県の地方振興局県民環境部環境グループの対応も「問い合わせがあれば説明します。」であり、これでは心もとない。

リサイクル（物質循環）の推進については、リサイクル品の利用促進といいながらも、当社に再生しきれない木くずの焼却処分の委託があった。中間処理施設を設置するのにも多額の経営資金が必要であり、申請時にも意味不明な項目が多く処理施設の稼働までに時間がかかりすぎる。

リサイクルされた後の再生品について、民間では受け入れ先が極めて少ない。これら再生品を公共機関で受け入れすることができないか。

循環型社会の形成と目新しい言葉で記されているが、日本の歴史上すでに再生資源業として古物商の業者が多数おり、この業者の方々とリサイクルの接点をどのように考えていくかが必要。

現行の一般廃棄物の処理は行政設置・主導で行われている。産業廃棄物も一般廃棄物も基となる法律は同一であり、廃棄物処理の法律を改正しても民間依存の産業廃棄物埋立処分場を行政機関で設置することが望ましい。優良な処理業者が設置するものであっても、一部の行き過ぎたメディア報道により最終埋立処分場が白眼視されていることが新規設置の阻害になっている。行政機関設置の最終埋立処分場があれば、不法投棄の未然防止にも、排出事業者の意識改革にもなる。

福島県としての産業廃棄物の円滑な進め方の方針については大いに疑問があり、処理・処分業者への締め付けが多く、排出事業者への指導は皆無に等しい。平成16年4月「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」が施行されたが、本編に示されている事項は、処理業者に対する規制の強化であり、排出者責任の法律の本筋からは遠くかけ離れる規定である。産業廃棄物の処理・処分には産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）による排出者責任を義務づけているはずなのに、排出事業者に「廃棄物処理委託契約書・マニフェスト伝票」の作成方法の指導機関がなく、すべて処理業者に任せたままのようである。

税をどのようなルールで取るかの議論ではなく、産業廃棄物の処理費用を何処で誰が負担するかの議論が先かと思う。

県内の保健所設置市はどのようになるのか。

3 市町村から寄せられた意見

(1) 納税義務者及び課税対象について

公共性が高い事業活動から生じた産業廃棄物に対しては、課税により価格転嫁され、県民への負担増になることから、非課税、減税等を考慮すべき。

税制度の目的をより明確にするため、また、税の公平性の観点からも、自社処分及び委託処分にかかわらず課税すべき。ただし、再生利用（上下水道汚泥のコンポスト化など）の場合は、課税免除や軽減あるいは減免の措置をしていただきたい。

納税義務者及び課税対象の範囲を明確にしてほしい。

中間処理施設における廃棄物の減量化、リサイクルに当たっては、エネルギーを消費し環境に負荷を与える側面もあることから、廃棄物の発生抑制を最大の目的とし、排出事業者の発生抑制の動機付けの大きくなる制度としてほしい。

廃棄物の性格による課税免除等についても検討してほしい（下水道汚泥、不法投棄廃棄物の処理など）

(2) 税率について

中間取りまとめにあるように企業活動への影響や他県とのバランスを検討する必要がある。特に企業活動への影響については、本税が新たな負担となることから、過度な負担とならないよう十分な検討・検証をすべき。

(3) 自社処分場への搬入に対する課税について

自社処分場への課税については、廃棄物処理法に基づく自己処理責任の遵守への配慮、課税による健全な企業経営と環境保全の確保への影響、地域の実情等を考慮し、非課税、減税又は経過措置等について十分な議論を行う必要がある。

特に、税負担能力や経営に与える影響について、自社処分場設置者から意見聴取することはもとより、税負担能力から見た公平性の確保という観点から、数値的なデータに基づき、十分な検討・検証を行う必要がある。

自社処分場への搬入に対する課税は、税導入の目的、税の用途など総合的に判断してほしい。

(4) 税の用途について

福島県環境審議会の中間とりまとめ（平成 16 年 7 月）によれば、税の用途としては、産業廃棄物等の発生抑制、減量化、リサイクル及び適正な処理の促進を図るため、

産業廃棄物排出量の抑制
リサイクル（物質循環）の推進
産業廃棄物処理施設の整備促進
産業廃棄物に関する国民的理解の促進
不法投棄の未然防止

などの事業の財源とするべきであるとの考えが示されているが、保健所設置市においては、法的にも県と同等の権限を付与されていることから、これらの各事業のうち相当部分について、県事業と関わり無く独自の財源により取り組みがなされている。

したがって、税収の配分にあたっては、保健所設置市域からの廃棄物に基づく税収については一定割合を交付金として当該保健所設置市に交付するなど、配慮すべきである。

納税者が応益性を実感できるような施策を中心に実施すべきであり、具体的な事業内容を示した上で検討に付すべき。

本市は平成11年4月から中核市に移行し、県と同様に、廃棄物の適正処理等に係る様々な施策を独自に進めてきたが、これまで以上に廃棄物の適正処理等を推進し、生活環境の保全等に努めていくためにも、税収については、他自治体と同様、中核市への交付金等の制度を創設すべき。

廃棄物が不法投棄されることにより、産業廃棄物の処理に関する不信感や地域住民の不安感が生じ、最終処分場やリサイクル施設の設置について支障をきたすおそれがあることから、不法投棄された産業廃棄物の撤去を促進する費用に充てることも検討すべき。

税の使途として、不法投棄防止対策の強化など様々な事業が考えられるが、県民誰もがわかりやすい(理解できる)事業としてほしい。

税の使途は、納税義務者にとってわかりやすいよう具体的検討を願いたい。

産業廃棄物処理施設の整備促進については、福島県廃棄物処理計画との整合性を図るとともに、産廃税の導入に伴う排出量の削減量も含め今後必要となる処理能力を判断し、過剰とならず適正な処理能力が確保できるよう検討願いたい。

不法投棄の未然防止については、適正処理している事業者の納める税金が、不法投棄している事業者のために使われることがないように慎重に検討してほしい。